

不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）に係るQ & A

令和4年3月24日時点 子ども家庭局母子保健課

番号	質問内容	回答
1	「1回の治療」として申請された領収書の中に保険診療として実施された治療に係る費用が含まれた場合、本事業の対象としてよいか。	保険診療と自由診療（保険外併用療養を除く。）を組み合わせる場合には保険給付対象外となるため、ご照会のような場合は想定していないが、仮にそのような申請があった場合には、本事業は、保険診療が適用されない生殖補助医療（体外受精及び顕微受精）を受けた場合（保険外併用療養制度が適用される場合を除く。）の自己負担の一部を助成するものであるため、当該経費は助成対象外となる。 ※保険外併用療養制度： <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/20170925.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/20170925.pdf</a>
2	「1回の治療」として申請された領収書の中に先進医療として実施された治療に係る領収書が含まれた場合、先進医療の費用も対象外という理解でよいか。	お見込みのとおり。
3	令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚を用いて、同年4月1日以降に移植準備のための「薬品投与」の開始する治療ステージBについては、本事業の対象としてよいか。	お見込みのとおり。
4	令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚を用いて、同年4月1日以降に移植準備のための「薬品投与」の開始する治療ステージCについては、本事業の対象としてよいか。仮に、当該治療ステージCが保険給付の対象となる場合であっても同様と考えてよいか。	前段については、お見込みのとおり。 後段については、ステージCの治療の場合、保険給付の対象となることもあり、保険給付を受けた場合は、本事業は対象外となる。
5	令和3年度末に指定医療機関の指定期間が終了する場合、令和4年度に改めて指定を行う必要があるのか。	令和4年度も助成事業を実施する場合、現行の施設基準相当の運用が確認できる場合（例：前年度の指定の指定基準から変更がない旨を書面で確認する、生殖補助医療管理料の施設基準の届出がなされている等）については改めて指定する必要はなく、指定されているものとして取り扱うことも可能。
6	令和3年度末までに終了した治療について、令和4年4月1日以降に申請又は支給決定を行った場合、不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）に基づき支給することとなるのか。	令和3年度末までに終了した治療については、不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）に基づき支給すること。
7	令和2年度以前に開始した治療や、令和5年度以降に終了する治療については、令和4年度にかかる治療であっても助成対象とならないのか。	令和2年度以前に開始した治療についても、要綱の助成要件を満たす場合は助成の対象となる。 また、令和3年度以前に開始し、かつ、令和4年度中に終了しなかった治療については、令和5年3月31日までの治療を助成対象とする。
8	年齢特例については、令和3年度で終了という理解でよいか。	年齢特例については、既にお示ししているとおり、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であって、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したもの（令和3年度中に治療を開始したもの）にあっては年齢が44歳に到達する日の前日までの間は対象者とするものである。

9	<p>当該事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となるのか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の改正について」（令和3年12月27日付通知(※)）のとおり、国庫補助事業等の地方負担分として算定対象とされている。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和3年12月27日一部改正）</p> <p><a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20211227_seidoyoukou.pdf">https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20211227_seidoyoukou.pdf</a></p>
10	<p>保険適用で実施できる胚移植の回数は、助成金の支給実績が引き継がれるのか。</p>	<p>保険診療における胚移植の回数制限は、保険診療下で行った胚移植の回数のみをカウントするため、過去の治療実績や助成金利用実績は加味されない。</p>
11	<p>女性の治療開始日が令和3年度以前であった場合、男性不妊治療の開始が令和4年度であっても、男女ともに助成の対象としてよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
12	<p>男性不妊治療のみ令和3年度に始めた場合、女性の不妊治療についても、本事業の対象となるのか。</p>	<p>主治医の方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行った場合の治療開始日は、男性不妊治療の開始日となるため、女性の治療開始が令和4年度に入ったのちであったとしても、助成の対象として差し支えない。</p> <p>なお、令和3年度末までに終了した男性不妊治療単独での申請については、問7のとおり取り扱われる。</p>